

フィリップ・サニャック著
『フランス革命における民事立法』(41)

フランス近代法研究会

第四章 新しい土地制度

第一節 所有権

I

旧制度下の土地制度が廃止されたあと、新しい土地制度を整えるという課題が残された。領主および団体の所有権の廃止は、旧制度がもはや存在しないこと、そして、その結果として新しい制度が存在すべきことを示している。もはや、個人的所有権しか存在してはならず、例外はありえない。各所有権についていえば、もはやただ一人の所有者しか存在しない。所有権は、事物の本性が許すかぎり、自由でかつ絶対的でなければならない。土地の独立性は至上の原理である。革命家たちは、ここからすべての帰結を導き出し、旧制度下で土地財産に対する所有者の権限を制限していたすべての制約を取り払った。まず第一に、彼らは、国民全体の利益に必要な制限を除き、法律上の自由、すなわち使用権と処分権とを定めた¹。第二に、経済的自由を確立した。すなわち土地の所有者は、自らの土地を自由に耕作し、思うがままに作物を選び、好きなときに好きなように土地と向き合うことができる。瑣末で専制的な規制に拘束されることなく、また、領主あるいは国王陛下の道楽のためにジビエを飼育することもなく、自らが望む数量の家畜の群れとともに、土地を耕し、いつでもあらゆる農具を使って収穫できるのであり、農作業を中断させ、あるいはこれに干渉するいかなる権力の介入もありえない。そして最後に、収穫物を処分し、自己の利益と好みに応じてそれをそこかしこに発送することができる²。狩猟管轄区は、もはや存在しない³。

¹ 1791年6月5日=12日のデクレ第1条および1791年9月28日=10月6日の農民法典第1条。
Duvergier, III, vi, 340. (原書191頁1)

² 1791年6月5日および9月28日のデクレ第2条。

³ 8月4日のデクレ第3条。

共同放牧権は、おそらくもともとは「貧しい小作人の負担軽減」を目的としていたが、「富農にとって、重要な関心事となり、わずかな家畜しか持つことができない小農民を犠牲にするような荒廃の原因となった⁴⁾。それゆえ、どこにおいても共同放牧権を認めることはできない。この共同放牧権が証書に基づいているときは、少なくとも、これを買戻すか⁵⁾、それを制限するか、あるいは土地の境界によって共同放牧権を免れるか、いずれかの権能を与える必要がある⁶⁾。立法議会は、所有権をその原理において侵害するすべての慣習を補償なしで絶対的に廃止した⁷⁾。

こうして必要不可欠の改革が遂行されたのである。それは、東部のいくつかの地方でかつて国王が命じ、そうでなければ、放牧の盛んな地域や、少なくとも国民の中の開明的な階層、農学者、農業組合 (*sociétés d'agriculture*) が求めていた改革であった。自己の土地を囲い込む権能は、所有権に由来するものとして⁸⁾すべての所有者に認められたから、フランス全土にわたって独立の囲い込まれた小所有地がますます数多く創出され、その土地内には、地主の同意がなければ、何人も立ち入ってはならないということになった。また、土地の別個独立性により、流水の利用も自由であることが求められた。したがって、「船による航行が可能であるか、または木材を流すことのできる大小河川の水については、誰も排他的な所有者であると主張することはできず」⁹⁾、すべての河岸の住民は、自分の土地を灌漑するためにそこから取水することができるのである。

革命家たちは、所有権をなす束になった諸権利全部を求めると同時に、土地の境界を移動させたり、境界を無くしたり¹⁰⁾、自分の家畜で他人の畑に危害を加えたりする者¹¹⁾への刑罰を設けた。彼らは、たとえ一時的には全般的な状況に鑑みて自分たちが厳粛に命じた(所有権尊重の)原則を踏みじることがあるにせよ、所有権を尊重させるように尽力した。革命家たちは、個人所有権がまだ不安定であり、現在も将来も脅かされるおそれがあるだけに、より一層自分らが創設したその所有権を擁護した。国民公会は、農地均分法 (*loi agraire*) あるいは土地私有制の転覆を図った他のあらゆる法案を提案する者に対し、死刑

⁴⁾ 1790年8月28日のHeurtault-Lamervilleの報告書。議会議事録 (*Archives Parlementaires*, 以下これを *A.P.*と略す)、XXV III, 411

⁵⁾ 1791年9月28日のデクレ第四節第8条。 *Duvergier*, III, 432.

⁶⁾ 同前第5条および第11条。

⁷⁾ 1792年8月25=28日のデクレ第5条。 *Duvergier*, IV, 418.

⁸⁾ 1791年7月28日のデクレ第四節第4条「自己の不動産を囲い込み、囲い込みを解く権利は、本質的に所有権から生じるものであり、いかなる所有者に対しても、その権利行使について異議を申し立てることはできない。」 *Duvergier*, III, 432.n (以上、原書192頁1・2・3・4・5・6・7)

⁹⁾ 1791年9月28日のデクレ第一章第4条、 *Duvergier*, III, 430.

¹⁰⁾ 1791年9月28日のデクレ第二章第32条。

¹¹⁾ 同前12条以下および24条以下。

さえ命じたほどである¹²。

このようにして所有権が強固になってきたので、革命家たちは、旧制度時代には考えも及ばなかった特定の客体にこの概念を及ぼそうとした。沖積土、島、魚、狩猟鳥獣、埋蔵物、河川、海の砂州・中州 (les lais et relais de la mer) 等、無主であるすべての物は、誰の所有に属すべきか。封建的権威は崩壊したので、あるのは、全く平等な個および国家またはコミューンのごとき社会的集合体である。配分は、客体の性質および有用性に従って、それらの間でなされることになる。全体の利益に関するすべてのものは、国家またはコミューンに、すなわち、航行可能な河川、海の砂州および中州、街道、村道など¹³。

河川の中に生成された沖積土 (alluvions^①) および島は誰に帰属することになるのだろうか。古法は、これらを、航行可能な河川に生成されたか航行困難な河川に形成されたかによって、国王または上級裁判権を有する領主に与えていた。同じく、古法は、かつての川床 (であって現在干上がっている場所) についても彼らに与えていた¹⁴。従物は主物に従うのである。封建的専制主義は、こうした権利をうまく利用していたのである。国王は、河川の島や中州 (créments^②) を探させた。なぜなら、もしこれらの所有者が証書によってその所有権を証明できた場合には、一年分の収入と同額の地代 (surcens) と引き換えに、いかなる証書も呈示できないときは二年分の収入と同額の地代と引き換えに、所有者たちに所有権を安堵してやるためであった。多くの場合は後者であった¹⁵。

そして、領主も国王の貪欲さを真似た。こうした法は、なにもわが国独自のものではない。ほぼすべての国々で、これに似た法が存在していた。君主と領主とが、河川の所有権を持ち、それに加えて河川によって生成される島および沖積土の所有権も有していた¹⁶。18世紀末に、沖積土および島を川沿いの住民の所有とするとしたローマ法は、古法に制約を加え、さらにこれを廃止するのに役立った。ポルドー高等法院は、王国全体で承認されていた判例とは異なり、以下のように判断した。ある河川がその流れを変え、たまたま再び元の川の流れに戻った場合、衡平の条理に基づけば、かつて洪水に覆われた土地は、本来の所有者に帰属させなければならない¹⁷。国王は、1786年には、ギエンヌ州のためにこの例外的判決に同意せざるをえなかった。ポルドー高等法院の審理のおかげで、国王は、

¹² 1793年3月18日のデクレ。

¹³ 1790年11月23日国有財産法参照。民法典草案第二編第一章。メルランの報告、ADxv iii c.t.325, pièce 44。(以上、原書193頁1・2・3・4・5)

¹⁴ Boutaric, 467-473. Pocquet de Livonnière, éd. 1768, chap. IV, p. 432. Loisel, éd. Laboulaye, 232-233, 236.

¹⁵ 1693年12月の王令、*Isambert*, XX, 208. 1668年4月および1683年4月の王宣。

¹⁶ 特にオランダの法律と比較せよ。*Grotius*, I, 417.

¹⁷ Boutaric, p. 473.

自らの意に反した裁決を下さざるをえなかった¹⁸。ギエンヌ州でなされたこの譲歩は、他の諸州にとって垂涎的となった。1789年、国民は次のように要求した。沖積土は、「それに隣接する土地の所有権と同様に、異論なく川岸沿いの住民に帰する」と¹⁹。

航行可能な河川の中に位置する島や小島は、「金儲けのための植栽で増大した」ので、航行を妨げ、水流を速め、沿岸の土地を侵食した。もはやそれらの島の存在を容認することはできず、取り除く必要があった²⁰。革命家たちは、国民の願いに従ってローマの法制に回帰した²¹。民法典草案では、彼らは以下のことを提案した。すなわち、河川で形成された沖積土や島々は、常に沿岸の住民の所有となり、「古い（干上がった）川床は、補償として新しい（水没した）川床の所有者に帰属する²²」。不確かな所有権の取得により、もろもろの損失を埋め合わせることができたのである。河川の流れは、もはや封建的所有物ではないのであるから、それは当然の帰結であった。

野禽獣、それから、魚、埋蔵物に関して言えば、それらは誰に帰属すべきものか。（封建的諸特権の廃止を宣言した1789年）8月4日の夜以来、封土占有者のための狩猟の排他的権利は廃止されている²³。考えられるのは二つの解決法である。すなわち、狩猟の自由を認めるか、それとも所有者だけの利益として、自己の所有地上での狩猟権の行使を認めるか、のいずれかである。メルランの意を受けた立法委員会の考えでは、狩猟権は、所有権に由来するものだから、所有者にしか与えられないという要求となる²⁴。ロベスピエールは、同委員会の提案する条文が、自由に関する最も神聖な諸権利を侵害するものであるとして攻撃する。狩猟は、作物の収穫後は他人の所有地上で自由に認められるべきだというのである²⁵。立法委員会は、所有権の重要性を考慮するのに対し、ロベスピエールは自由を重視するのである。狩猟の自由が、毎日繰り返される所有権の侵犯に怯える所有者集団の犠牲になるとしたら、何と驚くべきことであろうか。偏狭で排他的、専制的な旧法と、ロベスピエールが推奨する立法との間で、国民議会は中間的な解決法を選択した。すなわちそれは、いつの日にか勝利すべき自由の道への一段階である。いかなる場合にも、よそ者は他人の

¹⁸ 1786年7月28日の公開状。Isambert, XXVIII, 215-218（特に最終部参照）。1788年6月15日の聖職者の建言。既引用のパンフレット、8頁。あるいは、A.P. I, 374.col.1.

¹⁹ ナント市、118条。A.P. IV, 98。フォルカルキエの第三身分。同書、III.333。ニームのセネシャル裁判管轄区、貴族身分。同書、第四巻239頁。「ローヌ川とラングドック州の他の航行可能な河川の沿岸ならびに島の住民に対して、ギエンヌ州のためになされ、既に確定した判決を適用されることを願います」。第三身分については同書243頁。（以上、原書194頁1・2・3・4・5・6）

²⁰ アジャンの貴族、A.P., I, 683。アジャンの第三身分, I, 689.

²¹ メルランの報告、注（13）引用済。

²² 民法典草案、第二編第三章第9-14条。

²³ 1789年8月4日のデクレ^①第3条。

²⁴ A.P., XIII, 157（1790年4月20日）

²⁵ A.P., XIII, 166。（以上、原書195頁1・2・3・4・5・6）

所有地に侵入することはできない。(新しい女王蜂が出現し、巣分かれた)分蜂と呼ばれる蜜蜂の一群は、その所有者が追跡するのをやめた時から、その群れが定着した土地の所有者に帰属することになる²⁶。

所有権の絶対的尊重は、すべての議会を通じて共通である。すなわち、国民公会は立憲議会と同様に考えていたのである。1793年、国民公会の立法委員会は、1791年、ロベスピエールによって表明された意見を採択した。民法典草案において、ロベスピエールは、狩猟の自由を提案している。獲物は、それを捕獲したか殺した者に帰属する。狩猟者は、獲物を手に入れた土地の所有者にその損失を補償しなければならない²⁷。しかしながら、国民公会は、この自由の濫用をおそれ、委員会の提案を却下した。すなわち、狩猟者は、その仕留めたはずの獲物を他人の土地に入ってまで追及することはできない²⁸。国民公会は、樹木の所有者が、自分の木から落下する果実を採取するためにその隣人の土地へ立ち入る権能を有しないとさえ定めた。獲物はもちろん、果実は、それが落下した土地の占有者に属するのである²⁹。これは、所有権の極端な尊重である。

II

個人は、原則としてその土地の上に絶対的な権利を有している。しかし、所有権は社会的な権利 (*droit social*) であるから、所有権を創設し、これを保障している社会は、全体の利益との関係で、あるいは隣接する(土地の)所有者の利益との関係で、これを制限することができる。その結果、一連の制限があらゆる立法の中に存在していたのであるが、革命家たちは、彼らの抱く国家という概念を利用して、他の誰よりもその制限を拡大していった。

まず最初に、国家は、公用のために個人の土地を収用することができる。しかし、こうした収用においては恣意的なものがあってはならない。王は、かつて補償金を与えることなく土地を取得していた。さらには、土地を没収された元の所有者が、その土地について

²⁶ 1791年9月28日のデクレ第三節第5条。

²⁷ 民法典草案第二編第一章第9条。ローマ法においては、獲物が他人の土地において入手されるか否かは問題とはならない。 *Institutes, De R.D., 12-16.*

²⁸ 国民公会の議事録、1793年9月7日。『第9条は二つの点から批判された。すなわち、第一点として、その規定によれば、他人の土地における狩猟を禁止する法律に抵触すると考えられる。このことは国民公会の原則にはない。第二点は、そこにいる獲物を捕獲するか殺す権利を、土地の所有者の権利を制限することは公序に属することである。したがって、問題が提起され、投票の結果、その通りに採択された。

²⁹ 議事録、9月12日。国民公会のある議員の提案であり、原則として国民公会で承認され、立法委員会に移送され、農事法典に登載された。(以上、原書196頁1・2・3・4)

賦課租の支払いを義務づけられるということさえ生じていた³⁰。

今後は、国民の要望に従い、土地の収用は、以下の場合にのみ行われる。すなわち、「法的に正当であると認められた公共の必要があるときにのみ土地の収用を強制することができ、しかも、正当に、前もってその補償をするという条件が満たされた場合とする³¹」。国家が自己の権利を主張するときでさえも、国家は個人の権利を尊重しなければならない。その場合には、両当事者間で、双方の相反する利益が等しく正当であり、かつ尊重されるように歩み寄りが図られる。

所有権に対する一般的な制限のほか、隣人との利害関係において認められる、より特殊な制限が存在した。それは、たとえば、一定の客体または一定の種類の土地を目的とした、公用のための地役権（*service foncier*）である。地役権に関する立法は、ある場合にはローマ法から、また他の場合にはパリ慣習法から借用したものであった。ただし、立法は、旧制度下の古法で、隣人にとって実際の有用性がなく、所有権の行使を妨げていたすべてのものを廃止した³²。社会の利益のために規定された特殊な制限に関しては、それらは、より一層独創的なものである。

国民は、公共の富の増加や生産力の増大に関心を持っている。「社会は、耕作地に対する黙示の義務を負うことなく法律によって保護されるいかなる所有権も認めることはできない。耕作は、社会契約の揺るぎない基盤である。それは、物質的、精神的、政治的にも第一の基礎である³³」。次いで、国家は、荒地または湿地の所有者に対し、開墾または干拓することを義務付け、もし拒否した場合は、（第三者に）必要な作業を行わせることを義務づけることができる。このように、広大な耕作地を再生し、他国に支払う代価からフランスを解放し、健全な農村を再建し、無職の大都市の不幸な住民に仕事を与えることができるのである。

³⁰ ヌムールの聖職者、*A.P.*, IV, 107, 12° et 25°. ベリール＝アン＝メール、同書、IV, 116, は、「砲台や要塞を建設するために収用された一部の土地で、かつ取りあげられたにせよ、その所有者が相変わらず賦課租を払い続けているものについては、損害賠償または支払った賦課租の返還」を要求した。ジュール＝ボン＝シャルトラン（パリの城壁外）、同書、IV, 621 は、「私は、以下のとおり発言した。人々は所有権を軽んじ、かつ、国王の道路と称し現実に国王は通行することもない道を切り拓くためのものであったり、都市と都市を結ぶと称して実際は城にのみ通じ、圧制者がかつとも頻繁に利用する道のために、最も豊かな収穫をもたらす平野を躊躇することなく分断してきた。」

³¹ 権利宣言第 17 条。

³² 民法典草案第二編第二章。メルランによる提案理由。AD xv III. c.t. 325. 植栽、生垣、溝の間隔を定めた条文は、ローマ法より借用したとメルランは述べている。「それは非常に巧妙にできているから、これを残すことにした」。井戸、水だめ、便所は隣地より二メートル以上離す。というのはパリの慣習法から借用したものである。旧制度下の法律では、壁や建物を隣地からある距離をおいて建てることとし、また、境界線上に設けた壁の共有権を隣人に売るよう強制していた。「これは、所有権を妨げ、さらにはこれを侵害するものである」。(以上、原書 197 頁 1・2・3)

³³ 1790 年 8 月 29 日 Heurtault-Lamerville の報告。*A.P.*, XXVIII, 412.

たぶん、これは慎重を要する事業である。「個人所有権に対しては、公正さと同じくらい慎重さをもって国民主権の法原理を適用しなければならない³⁴」。しかし、個人所有権の制限を求める必要性があった。諸王令は、十分の一税の免除により、湿地の干拓や未耕作地の開墾を促進しようと試みたが³⁵、大きな成果は得られなかった。だから、国家は、湿地の所有者にその土地を干拓するように仕向けた。彼らが自ら干拓するのを諦めれば、この干拓事業は、最も有利な条件を申し出た個人または団体に国家が請け負わせた。そして国家が、湿地の現在の価値により、金銭または部分的には干拓された土地を見返りとして、所有者から湿地を収用するのである³⁶。

生産への関心が呼び覚まされれば、やはり収穫物の保全への社会の関心も強まるものである。社会は、ありうる人為的な被害のすべてから土地の生産物を守ることに努めなければならない。それゆえ、国家は狩猟の自由を拒むだけでは足りない。国家は、所有者自身に対してこの権利の行使を制限した。古い立法から新しい立法への移行期においては、土地の占有者らが、自分も社会も犠牲にして自己の権利を濫用するのではないかという心配があった。憲法制定議会は、囲い込まれた畑とそうでない畑を区別した。囲い込まれていない土地の所有者は、火器も猟犬も用いないというのでなければ猟をすることができなかった。

なぜならば、まず第一に、所有者の狩猟は収穫を害する。そして、「何人も所有権を濫用しないことが社会にとって重要である。特にその所有権が、社会それ自体の保全に必要である性質の所有権であるときはなおさらである³⁷」。ついで、隣人の畑地で獲物を追跡すれば、宿命的に新しい損害を引き起こすであろう。いずれにせよ、壁または生い茂った垣根によって閉ざされた土地の所有者および森の所有者だけが自由に狩りをすることができる³⁸。収穫を守ろうとすることの虚しさ。所有者は、自由気ままに、開放されている畑地においてなおさらに、必ずといって良いほど狩猟する。何物をも所有していない人は、他人と同様に狩猟したいと欲し、国王の森に、また他人の土地にも入り込む³⁹。狩猟に関する法

³⁴ 1790年2月27日 Heurtault-Lamerville の報告。 *ibid.*, XI, 490.

³⁵ 1764年の国王宣言、*Isambert*, XXII, 403. 1766年8月13日の国王宣言、*ibid.*, XXII, 461.

³⁶ 1790年5月1日のデクレ、1790年8月12=20日の通達および特に1790年12月26日=1791年1月5日のデクレ (*Duvergier*, I, 188, 351, II, 143)。干拓された湿地に対する課税については、1790年11月23日のデクレ第三章第5条以下^④を参照。(以上、原書198頁1・2・3・4)

³⁷ メルランの報告。 *A.P.*, XIII, 157. デュポンによってしたためられたヌムールの第三身分の陳情書と比較せよ。 *id.*, IV, 200. 「狩猟は、土地を持たない人および鳥獣による被害を受けない土地所有者には禁止されなければならない」。1790年4月28日のデクレ。 *Duvergier*, I, 184. 前文および第1条参照。

³⁸ 1790年4月28日のデクレ第13条。

³⁹ 1790年5月17=27日のデクレ参照 (*Duvergier*, I, 207)。「市町村は、国王の森、王立の建物および一般的に他人の土地に近接する自然の公園においていかなる種類の獲物を狩りすること、駆除することは、すべての人に禁じなければならない」。

律は放恣を許すものではなかった。しかし、法律（の運用）は状況次第であった。

最後に、国家の権利は、島や小島にも及ぶ。共和国は、船舶の航行の便宜上必要であれば、それらを破壊することもできるとされた⁴⁰。国家は、土に覆われている地下資源に関し、自己の権利をさらにいっそう精力的に主張した。地下資源は誰に帰属すべきであろうか。最初の占有者なのか、土地の所有者か、または国家なのであろうか。最初の占有者と解する説は、憲法制定議会において支持者を獲得できなかった。この説は、チュルゴーによるものであったが、論争は他の二つの説との間で行われた。デクレの草案を担った委員会は、土地と地下とを区別し、新旧の立法に倣って、地下資源は、国家の所有物であるという原則を打ち立てた。「地下資源は、個人の所有者を持つものではない。地下資源は、すべて社会全体の手ゆだねられている。そして、社会は、それらを自由に処分する権利を有している。⁴¹」

国民全体の利益がそれを求めている。というのは、鉱産物を増さねばならないし、また、フランスは、外国市場に左右されてはならないからである⁴²。したがって、国家は、地表とは区別された所有権として地下資源を譲渡すべきである。また、国家は、土地の所有者に対して地下資源を開発する無制限の自由を残すべきではない。この自由なやり方が危険であることは、これまでの経験から証明されている。国家は、鉱山を、開発に必要な十分な資金を有する市民にのみ譲渡すべきである。おそらく、地表の所有者は、地下の鉱物の開発から当然には排除されないであろう。資力が同じであれば、地表所有者が他の者に優先するであろう。しかし、彼らが十分な資力を持たない場合には、国家は、高額な補償金と引き換えに、自らの農地を掘削する権利を持つことになる個人または団体に地下資源を譲渡する。委員会は、次のような場合にのみ例外を認めた。すなわち、10・15・20あるいは最大で30ピエ（pied）の深さで、また、すべての所有者が容易に採掘でき、かつすべての所有者の手の届くところにある浅い鉄の鉱脈の場合である。ルニョー・デペルシーが提案したこのやり方には非常に強い反論がまき起こった⁴³。サン・マルタン、デュボン・ド・ヌムール、さらにエルトー・ラメルヴィルさえ、これは所有権に対する重大な侵害であると考えた。国家の利益といえども度を越してはならない。フォレ地方の土地所有者と同じく⁴⁴、

⁴⁰ 民法典草案第二編第三章第14条。（以上、原書199頁1・2・3・4）

⁴¹ ルニョー・デペルシーの報告。農業および商業、（会社の）設立、財政、課税および土地に関する合同委員会の名において提出された。A.P.,XXIV,226.

⁴² *ibid.*, XXIV, 224.

⁴³ 審議については以下を参照。*Ibid.*,XXIV,237-253, 409-411;Saint-Martin,p.237:「所有権という神聖な権利、市民社会の真の基礎は、地表にのみありと主張することは、その本質を無視し、専制君主の教義を表明するものである。」（以上、原書200頁1・2・3）

⁴⁴ フォレの聖職者身分。「炭鉱の独占的開発権の譲渡禁止」。A.P.,III,382,col.2. フォレの第三身分。6°*id.*, 385. リオンの貴族身分。*Id.*V,566.

彼らにとっても、地下資源は、地表の所有者に帰すべきものなのである。

「国民議会は、何らかの鉱山らしきものを足元に持っているだけで、補償もなしに取り上げられたり、よそ者である譲受人から責苦を受ける心配をしない所有者が一人でもいないだろうかと考えている⁴⁵⁾」。このように、エルトー・ラメールヴィルは語った。おそらく少々彼は誇張している。委員会は、地表の所有者には補償を提供していた。しかし、彼の反論は、説得力がなかったわけではない。何故、国家の利益を口実にして食欲で裕福な事業者のために、小所有者を収奪するのか。何故、適法な所有者を犠牲にして彼らに莫大な富を与えるのか。しかし、委員会によって提示された原則の擁護者であったミラボー⁴⁶⁾は、鉱山は国家が（権利を）譲渡するという意味では国家の自由となるが、国家は正確にはその所有者ではないと宣言し、この制度の実現より、表面的な軽減措置によって、最終的には国民議会を主導したのである。若干の細部の修正を除き、委員会草案は、1791年7月12日全会一致で採択された⁴⁷⁾。

〈訳注〉

①1669年の水利森林に関する王令第二十七章第41条により、航行可能な河川、兩岸、河川を形成しうるすべての土地は国王に帰属するものとする。すなわち、航行不能な河川、その小島および砂州は、その有する上級裁判権のゆえに、これを有する領主に帰属する。これについて、ロワゼルは、その *Institutes coutumières* において、河川は所有権者を排除し、上級裁判権を有する領主に与えられていると述べている。これらの原則によって、シャルル九世は、1572年に監視人を設置した。これは、セーヌ、ロワール、ギャロンヌ、ドルドーニュ等の諸河川の小島に、沿岸居住者が王領を侵害して構築した工作物を調査させ、またこれらの小島を王領に統合するためである。これは、金銭を強奪する手段であった。すなわち、このようにして、1646年に、ある勅令は、百年来同様の砂州が享有されている場合には、金銭と引き換えに、その占有を認めた。

この問題は、ときとして非常に暴力的な紛争を惹起した。1781年7月5日の顧問会議 (conseil) の決定は、占有者らによって横領されたギャロンヌの小島や砂州を調査し、検証せしめるため、ギエンヌ州の水と森林の監督官を任命した (所有者の中にはボルドー高等法院のメンバーが何人もおり、高級ワイン畑の大生産地がそこでは問題となっているがゆえにそれだけその地を保持する欲求は強かった)。この決定は、ボルドー高等法院と王

⁴⁵⁾ A.P.,XXIV,p245.

⁴⁶⁾ Ibid.,247-253,411.

⁴⁷⁾ 1791年7月12日=28日のデクレ Duvergier,III,121 (以上、原書201頁1・2・3・4)

権との間の恐ろしい衝突を惹起した。高等法院は、証人がその主張と反対の陳述をするよう身柄を拘束することまであえてした。国王は、高等法院をヴェルサイユに召喚した(1786年)。しかし、国王は高等法院が到着するや否やこれを非難せず、むしろ謝罪さえし、特認状を発行し、問題となっている王領の返還を放棄した。

②古い法制上の述語。河川または岸辺(湖、海など)で形成される土地の集積。

③ここで著者が「1789年8月4日のデクレ」と呼んだのは、同日夜に再開された審議を経て大胆にも打ち出された封建制廃止の宣言を条文化したもの、正式には、封建制の廃止に関する同年8月4日=11日のデクレのことである。同デクレは、冒頭の第1条において「国民議会は封建制度を完全に解体する」と勇ましく宣言するものの、封建的諸権利の多くはなお買戻しの対象とされ、無償廃棄されたのは、農奴制、賦役その他の人身的貢租にとどまった(詳しい経緯については、G. ルフェーヴル=高橋幸八郎・柴田三千雄・遅塚忠躬訳『一七八九年—フランス革命序論』岩波文庫、1998年、259頁以下を参照)。問題の第3条では、「狩猟および開放狩猟地(garennnes ouvertes)の排他的権利は(前条の鳩舎の権利と——引用者)同様にこれを廃止する」(一項前段)と定められ、野生鳥獣の処分権限は、あらゆる所有者の占有物に対する権利として位置づけられている(1項後段)。

④1790年11月23日のデクレ第3章第5条以下の規定のあらましを紹介すれば、将来的に干拓されるべき湿地の税負担は、その干拓後の最初の25年間は増大させることができず(第5条)、このほか、開墾されたうえ、耕作に供される土地、樹木やぶどうなどが植栽される土地も、一定の年限は税負担の増大を免れることとされている(第6条ないし第8条)。また、すでに価値を有する土地であっても、最初の15年または30年の間、何も植栽されていない土地と同じ比率でしか評価されず(第9条、第10条)、これら種々の特典を享受するため、所有者は、干拓、開墾その他の土地改良に着手する前に、当該不動産所在地の市町村またはディストリクトの事務局に対し、自ら改良しようとする土地の明細を記した申告をなすべきものとされた(第11条)。

代表 白石裕子(大東文化大学法学部教授)
今村与一(横浜国立大学大学院教授)
江藤价泰(元大東文化大学法学部教授)
貴田 晃(大東文化大学法学部教授)
森田悦史(国士舘大学法学部教授)